

內務事務官 飯沼一省 著
法學士

都市計畫の理論と法制

良書普及會發兌

序

美しい田園は日に廢れて、醜い郊外地が際限もなく延びてゆく。
都市における生活と労働とは、空前の混雜を呈してゐる。人類の集團より生ずる弊害を豫防し救治せんとして布かれたる都市計畫法は、將に十年に垂んとする歲月に、抑々幾何の使命を果し得たらうか。都市民は日毎に日光と新鮮なる大氣とより遠ざかり、街路上の安全は今や甚しき脅威をうけてゐる。しかも都市意識は依然としてさめず、都市計畫運動はいまだ微々としてふるはない。焦躁のおもひは予を驅りて都市計畫の理論と都市計畫の法制とに關する拙き論文を草せしめた。都市計畫とは何ぞやといふ問題及都市計畫法制がいかにあるか、又あるべきかといふ問題についての自問自答録にすぎないけれども、もし都市計畫研究の一資料となり、將來かならず

旺盛なるべき都市計畫運動の促進に、多少なりとも寄興しうるならば、まことに之にすぎたる歡喜はない。

昭和二年晩秋

飯 沼 一 省

都市計畫の理論と法制 目次

- 第一編 都市計畫理論 一
 - 第一章 總説 一
 - 第二章 田園都市論 六
 - 第一節 總論 六
 - 第一項 田園都市なる名稱の起原 六
 - 第二項 ハワードの田園都市論 八
 - 第三項 田園都市論發生の緣由 一一
 - 第四項 第一田園都市レッチェウオース 一九
 - 第五項 ウェルキン田園都市 二一
 - 第六項 衛星都市としての田園都市 二四

第二節 能率的工業と衛生的生活……………二六

第一項 「生活」と「労働」とのバランス……………二六

第二項 工業地帯の計畫……………三〇

第三項 既存の都市に於ける工業經營上の損失……………三二

第四項 工業分散の新傾向……………三八

第五項 住居地帯の計畫……………四二

第三節 小都市論……………四五

第一項 都市の膨脹の形體と其の大きさ……………四五

第二項 都市の適度の大きさ如何……………五〇

第三項 如何にして都市は其の適當なる大きさの限度を確保すべきか……………五六

第四節 都市と農業……………六九

第一項 都市と農村との關係の變遷……………六九

第二項 都市對農村關係是正の方策……………七四

第三項 田園地帯の效用……………七八

第五節 都市と土地問題……………八二

第一項 都市に於ける土地の特性……………八三

第二項 土地所有者の多少と都市計畫の難易……………八七

第三項 田園都市に於ける土地問題……………八九

第三章 地方計畫論……………九三

第一節 序論……………九三

第二節 都市の大きさ……………九六

第三節 過大都市の弊害……………一〇四

第一項 經濟上の缺點……………一〇四

第二項 財政上の不利益……………一〇六

第三項 社會的損失……………一二三

第四節 地方計畫の理論……………一五九

第一項 大都市計畫は地方計畫に非ず……………一三〇

第二項 田園都市的の地方計畫理論……………一三四

第三項 アイザック・コミの地方計畫理論……………一三八

第四項 ロバート・ホイットンの地方地域論……………一四三

第五節 地方計畫の實際……………一五〇

第一項 米國に於ける地方計畫の實際……………一五〇

第二項 英國に於ける地方計畫……………一五三

第三項 獨逸に於ける地方計畫……………一六二

第四項 我國に於ける地方計畫……………一六四

第二編 都市計畫法制……………一六七

第一章 都市計畫法規……………一六七

第二章 都市計畫法適用都市……………一七一

第一節 首都若は過大都市を對象とする都市計畫法……………一七一

第二節 制限主義と無制限主義……………一七三

第三節 強制主義と任意主義……………一八〇

第三章 市域外統制制度……………一八四

第一節 歐米に於ける市域外統制制度……………一八四

第二節 我國に於ける市域外統制制度……………一九四

第四章 都市計畫區域論……………一九七

第一節 分區的都市計畫區域と包容的都市計畫區域……………一九七

第二節 都市計畫區域の意義……………二〇一

第三節 法定主義と特定主義……………二〇八

第四節 都市計畫區域の效果……………二一一

第五章 都市計畫の内容……………二二四

第一節 科學的に觀たる都市計畫の内容……………二二四

第二節 法制上より觀たる都市計畫の内容……………二二八

第三節 法令中に明示せられざる事項……………二三五

第四節 綜合制と非綜合制……………二三七

第六章 都市計畫と都市構築……………二三九

第一節 都市計畫の制度と都市構築の制度……………二三九

第二節 都市計畫法に所謂都市計畫と都市計畫事業……………二三四

第三節 都市計畫及都市計畫事業の決定……………二三八

第七章 都市計畫制限……………二四一

第一節 都市計畫制限の種類……………二四一

第二節 地域制度……………二四四

第一項 用途地域……………二四六

第二項 容積地域……………二五三

第三項 防火地區……………二六〇

第四項 美觀地區……………二六一

第五項 地域制度に關する諸問題……………二六一

第三節 建築線……………二六五

第四節 都市計畫事業境域内の工作物制限……………二七三

第五節 風致地區及風紀地區……………二八〇

第八章 都市構築と公用徴收……………二八五

第一節 都市計畫法に於ける收用制度……………二八五

目次	八
第二節 收用手續の簡易化	二八七
第三節 殘地收用	二九三
第四節 超過收用	二九八
第五節 超過收用の財政的效果	三〇八
第六節 地帯收用	三一四
第七節 工作物收用	三一七
第九章 都市計畫事業執行者	三二一
第十章 都市計畫事業の費用	三二六
第一節 都市計畫事業執行費用負擔者	三二六
第二節 都市計畫事業費の財源	三二八
第十一章 受益者負擔論	三三四
第一節 我國に於ける受益者負擔制度	三三四
第一項 受益者負擔制度の根據	三三四

第二項 歐米に於ける立法例	三三七
第三項 受益者負擔制度沿革	三四〇
第四項 自治負擔	三四三
第五項 特別負擔又は分擔金	三四五
第一 受益者負擔の性質	三四五
第二 受益者負擔を賦課し得る事業	三四七
第三 負擔の賦課徴収	三四八
第四 收入の歸屬	三五〇
第五 負擔義務者	三五二
第六 負擔金額	三五五
第七 賦課の標準	三五八
第八 負擔義務の發生	三六一
第九 權利承繼人の責任	三六二
第十 負擔金の納期	三六五
第十一 負擔義務の消滅	三六七

第二節 米國に於ける受益者負擔制度……………三六八

第一項 紐育州に於ける受益者負擔……………三六九

第二項 他の諸州に於ける受益者負擔……………三七四

第三項 南方諸州に於ける受益者負擔……………三七七

第四項 沿岸諸州及屬領に於ける受益者負擔……………三八五

第三節 獨逸に於ける道路分擔金制度……………三八八

第一項 獨逸の分擔金制度概觀……………三八八

第二項 普魯西の法制……………三九一

第三項 バイエルンの法制……………三九七

第四項 ザクセンの法制……………三九九

第五項 ヴルテムベルグの法制……………四〇一

第六項 バイデンの法制……………四〇三

第十二章 土地區劃整理論……………四〇六

第一節 土地區劃整理の意義……………四〇六

第二節 土地區劃整理の種類……………四〇九

第三節 土地區劃整理の原則……………四一六

第四節 土地區劃整理の特徴……………四二七

第十三章 都市計畫委員會制度……………四三一

第一節 佛國に於ける都市計畫委員會……………四三一

第二節 米國に於ける都市計畫委員會……………四三四

第三節 我國に於ける都市計畫委員會……………四三七

附 錄 條文案引

ノ方法ヲ軌ルカ、何レニシテモ一般ニ廣ク知ラセル方法ヲ以テ、其ノ區域ヲ公表スルトイフ一ツノ手續ガ要リハスマイカトイフロトカラ孰シマシテ、第二條ノ第二項ニ、都市計畫ノ中ニ含まレル區域ハ、都市計畫委員會ノ議ヲ經テ内務大臣ガ之ヲ定メルトイフロトヲ加ヘタノデアリマス(以下略)

第五章 都市計畫の内容

第一節 科學的に觀たる都市計畫の内容

こゝに都市計畫の内容といふは、都市計畫設計中に包含せらるべき事項もしくは都市計畫設計として決定せらるべき事項を謂ふのである。(註一)都市計畫の内容如何は都市計畫の觀念を明瞭ならしむる上に極めて重要なる事柄である。此の問題は之を二つの方面から研究することか便宜である。即ち一は都市計畫の學問上の立場から、一は都市計畫の法制を根據とした立場から。

都市計畫の内容を學問上の立場から決定することは今日に於ては決して容易なことではない。都市計畫が科學的に覺醒してより日を経ること未だ極めて淺

く、現代都市といふ一個の複雑なる有機體に關する研究は、今日尙幼稚の域を脱することが出來ない。都市計畫とは何ぞやといふ問題に對しては人各々其の見るところを異にし其の歸する所を知らざる有様である。曾て米國のヘルンビ・レウキスは、紐育市制が都市計畫とは公園、街路、橋梁、隧道及既設の橋梁又は隧道に通ずる道路を示す永久的豫定圖及之に附屬する街路断面圖をいふと規定せるを難じて次の如く述べてゐる。「都市計畫とは單に街路や、公園や、橋梁や、隧道や又は既設の橋梁隧道に通ずる道路の豫定圖に過ぎざるものではない。眞の都市計畫とは寧ろ、現在及將來の都市の各種の地域相互間及市外に於ける人口集中中心とを相互に聯絡するところの幹線街路及交通機關の一般的系統であつて又公園、林野、其他慰樂場の計畫、現在の水際地の開發並に其の將來の發展に必要な土地の計畫、現在及將來に於ける公共又は半公共的建築物の敷地に關する計畫を總て包括するところのものである。かくの如き計畫にして初めて都市將來の發展を支配するものであつて之を遂行すれば市の發展を來たし、若し反對に之が遂行を怠らば市の發展は阻害せらるゝのである」と説いてゐる。(註二)即ち氏によれば都

市計畫の内容とは第一は都市の出入を便利ならしめ貨客の交通運輸を迅速ならしめんがための交通運輸系統であり、第二は日常の商業が行はれ、市民が其の家庭より仕事場又は娛樂休養の場所に往復するところの街路系統であり、第三は市民の休養及健康を支配するところの公園其の他の慰樂機關の設置であり、第四は公共建築物の位置の設定であるといふことが出来る。

又エドワード・エム・ベセット氏は都市計畫の主題は街路公園、公共用留保地、公共建築敷地、港灣線、運輸交通の位置及地域制度に盡きてゐる。或は尙他の事項をも擧げてゐる人があるかも知れないが、與することを得ない。以上の事柄が法律によりて地上に印せらるゝや、こゝに都市計畫は樹立せらるゝのであると述べてゐる。(註三)

上述せるところは都市計畫の内容に関する諸説中何れを是とし何れを非とすべきやを検討せんがためではない。惟ふに都市計畫の大目的たるや、都市の發展を指導して統合せられたる有機體たるの實を永久に失はしめざらんとするに在ることは恒久不變であるが、然し乍ら此の目的を實現せしむるがための都市計畫

の内容は國を異にするによりて異なり、又時代を異にするによりて異なるべきである。何となれば都市構築の基本となるべき市民生活の様式及都市構築に重大なる影響を及ぼす原因となる事象(高速度交通機關、自動車、飛行機、ラヂオの發達は必ずしも彼を以て此を律し今日を以て明日をはかることを得ないからである。即ち學問上の立場から見れば都市計畫の内容は、其の主要なるものに付ては學者の意見は一致してゐるといふことが出来るかもしれないけれども、全體としては決して一定し得べきものでないと謂はなければならぬ。

註一 從來都市計畫の内容といふ慣用語があるわけではない。都市計畫設計中に包含せらるゝ事項を指稱する便宜のためにこゝに假に用ひたものである。ネルソン・ピ・レウキスはこれを都市計畫の要素(Elements of a City Plan)と稱して居り、エドワード・エム・ベセットはこれを都市計畫の主題(City Planning Subject)と稱してゐる。都市計畫の内容(Contents of town planning schemes)といふ言葉を用ひてゐる例としては英國都市計畫法をあげることが出来る。

註二 Nelson P. Lewis: The Planning of the Modern City p. 44-45

註三 Planning Problems of Town City and Region p. 66

第二節 法制上より觀たる都市計畫の内容

都市計畫法制の上から見れば都市計畫の内容は重要なる事項に屬する。元來法制上の都市計畫の内容は學問上の都市計畫の内容と一致することが適當であるが、然しまた必ず一致しなければならぬものではない。是に於てか法制の上に於て都市計畫の内容如何を明かにするの必要か起るのである。殊に前述の如く學問上都市計畫の内容が明瞭ならざる今日に於ては、都市計畫として如何なる事項を決定すべきかは都市計畫立法の上に於て重要なる意義をもつこととなるのである。

之を外國の立法例に見るに佛蘭西都市計畫法は都市計畫法の適用せらるべき都市を指定すると共に又之等の都市が樹立すべき都市計畫中に包含せしむべき事項を明定し、(註四) 獨逸ザクセン一般建築法亦未開地區の開発、既開地區に於ける建築物の改築、街路の擴築、變更、地帯收用等の場合に於て一定の建築計畫を決定すべきことを規定し、而して法條の上に其の建築計畫中に包含せしむべき事項を

定めてゐる。(註五) 伊太利の都市計畫法たる土地收用法中にも都市計畫の内容に付ての規定があり、(註六) 獨逸プロイセンの都市計畫法と稱すべき建築線法亦都市計畫の内容を明かにしてゐるのである。(註七) 又英國に於ては都市計畫法中に都市計畫の内容に關する規定はあるが其の具體的事項は未だ定められてゐない。然し其の附表及其の後に至り政府の示したる設計標準設計標準によりて英國の法制に於ける都市計畫の内容を窺知することが出来る。(註八)

翻つて吾が都市計畫法に於ける都市計畫の内容如何を見るに必ずしも明瞭ならざるものがある。即ち都市計畫中に包含せしむべき事項云々と定めたる規定は都市計畫法を通じて存在しないのである。若し強いて之を求むるとすれば予は之を都市計畫法第一條前段に求めざるを得ない。(註九) 人或は法第一條を以て都市計畫の定義を規定したるものと爲せども、事實に於て本條は都市計畫法中の都市計畫なる用語の定義たることを得ない。(註一〇) 若し又之を以て所謂都市計畫の學問上の定義を下したるものとすれば全く無用の法文を置きたるものと謂はなければならぬ。是に於てか予は本條を以て都市計畫の内容を定めたるも

のとなすの最も當れるを信ずるものである。即ち吾が都市計畫法の下に於て都市計畫の内容をなすものは交通衛生保安經濟等に関し永久に公共の安寧を維持し福利を増進する爲めの重要施設の計畫であると謂ふことが出来る。

吾が都市計畫法と他の立法例とを比較して發見せらるゝ相違は、彼が具體的規定であるに對し、此が抽象的規定であることである。勿論都市計畫法を通覽すれば都市計畫の内容の一部を構成する各事項が窺知せられないわけではない。市街地建築物法に依る地域又は地區(法第十條第一項)風致地區及風紀地區(法第十條第二項)土地區劃整理法第十三條、道路、廣場、河川、港灣、公園、建築敷地造成法第十六條、衛生上若は保安上の必要に依る建築物の整理法第十七條、鐵道、軌道、運河、水道、下水道、運動場、一團地の住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場及塵埃燒却場(施行令第二十一條)即ち之である。之等の事項を都市計畫として決定し得べき事は法文上極めて明瞭なる事理であるが、之等の事項と法第一條との關係如何に付て疑問となる點がある。第一は右に述べたる各事項の何れにも該當せざるものをも尙之を都市計畫として決定する事を得るかといふ問題であり、第二は吾が法制の上に於て都市

計畫の内容たるべき事項を決定するに當り綜合的ならざるべからざるか、或は之等各事項を箇別的に決定することを得るやといふ問題である。

註四 佛蘭西都市計畫法

- 第一條 人口一萬以上ヲ有スル市町村ハ一八八四年四月五日法律第一三六條第一三號ニ規定スル街路境界線建築線及勾配ノ一般計畫ニ關スル市町村ノ義務ヲ妨クルコトナク土地ノ整頓、美觀及擴張ニ關スル計畫ヲ樹立スルコトヲ要ス前項ノ計畫ハ本法施行後三年內ニ之ヲ確立シ左ニ掲クル事項ヲ包含スルコトヲ要ス
- 一 新設又ハ變更セラルヘキ街路ノ階級、幅員及性質ヲ定メ廣場公園遊戯場其ノ他ノ公共的空地ノ位置面積及設計ヲ決定シ森林其ノ他ノ留保地域ヲ指定シ公共紀念物、公共建築物又ハ公共事業ノ位置ヲ表示シタル計畫
 - 二 公共衛生考古美觀ノ爲ニスル權利ノ制限及之ニ關スル必要ナル事項ヲ定ムル計畫築就中保存スヘキ空地、建築物ノ高、飲料水ノ供給、下水及塵埃ノ處分其ノ他不衛生地區ニ於ケル改善以下悉

註五 獨逸ザクセン一般建築法

- 第十五條 其ノ大部分カ未ダ建築物ナキ地域ヲ建築敷地ト爲サムトスルトキハ其ノ地域ニ付原則トシテ條例ヲ以テ決定セラルヘキ建築計畫ヲ必要トス建築
- 第五章 都市計畫の内容 第二節 法制上より觀たる都市計畫の内容

計畫ハ既ニ建築物アル地域ニ付テ之ヲ決定スルヲ妨ケス

第十六條 建築計畫ニヨリ決定スヘキ事項中特ニ重要ナルモノ左ノ如シ

- 一 建築線、割地ニ於ケル建築ハ此ノ建築線ヲ超ニサルモノニ限り之ヲ許可
且此ノ建築線ニ依リ一般交通用又ハ前庭用ニ供スヘキ土地及當該行政區ノ
處分ニ依リ又ハ地方條例ニ依リ決定シタル高水線以下ノ土地ニ於テハ建築
物ヲ建築スルコトヲ得サルモノトス
- 二 建築物ノ性質、街路境界線及隣地境界線ヨリノ建築物ノ距離、建築物ノ高、營
業用設備ノ許可條件及後方地ニ許可セラルヘキ建築物ノ周圍
- 三 水路ノ整理、計畫地域内ノ排水及其ノ街路ノ上又ハ下ニ於ケル横斷

註六 伊太利土地收用法

第八十六條 人口一萬以上ヲ有スル市町村ハ衛生交通ノ實狀ニ鑑ミ公共ノ福利
ノ爲必要アリト認ムルトキハ一定ノ計畫ヲ樹立シ其ノ建築物ノ配置ノ不整ナ
ル部分ヲ改造スル改良事業ノ線ヲ明示スルコトヲ得

フランク・ビ・ウキリアムスは伊太利の法律を批評して次の如く述べてゐる。「都
市計畫に關する種々の事柄を規定せんと試みた最初の立法は恐らく伊太利の法
律であらう。此の法律は一八六五年に通過したものであつて、都市計畫法の最も
重要なる規定といふべき四つの事柄を規定してゐる——即ち計畫の準備、將來の
都市の構築を支配する規則として此の計畫を公の機關により採用せらるゝこと、

計畫せられたる區域の土地所有者に依りて計畫の侵奪せらるゝことを防護せる
こと、適當なる時機に於ける計畫の執行及土地の收用之である。然し乍ら伊太利
の法律の下に於ける計畫は單に街路と廣場とを包含してゐるに過ぎない。都市
の單一性及都市の能率のために極めて重要なる他の都市構築の要素が遮されて
しまつてゐる。尤も地域制度は後に至り他の法律を以て認められたけれども。」

(The Law of City Planning in Europe p. 14)

註七 獨逸プロイセン建築線法

第一條 市町村ニ於ケル街路、廣場、小公園、遊戯場、休養場ノ新設又ハ變更ノ爲ニ市
町村長ハ市町村會ニ諮リ地方警察官署ノ同意ヲ得テ街路境界線及建築線ヲ指
定スルコトヲ得

地方警察官署ハ公益ノ爲又ハ中小住宅ノ需要増加ノ爲必要アリト認メタルト
キハ建築線ノ指定ヲ要求スルコトヲ得但シ後ノ場合ニ於テハ監督官廳ノ認可
ヲ得テ之ヲ爲スコトヲ要ス

本法ニ於テ街路ト稱スルモノノ中ニハ道路及歩道ヲ包含ス
街路境界線ハ原則トシテ同時ニ建築線タルモノトス即チ街路建築線ヲ超ニテ
建築物ヲ建築スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ街路境界線ヨリ後退
シテ建築線ヲ指定スルコトヲ得

註八 英國都市計畫法一九〇九年法律

第五章 都市計畫の内容 第二節 法制上より觀たる都市計畫の内容

第五十五條 (都市計畫ノ内容)

一 内務省ハ都市計畫ノ一般的目的ヲ遂行スル爲又ハ特ニ本法附表第四表ニ掲ケラレタル事項ヲ處理スル爲一般的規則(特殊ノ性質ヲ有スル區域ニ對シテハ特別規則)ヲ制定スルコトヲ得而シテ都市計畫ノ決定シタル區域ニ適用セラル、一般的規則ハステ計畫ノ一部トシテノ效力ヲ有ス但シ内務省ノ認可ヲ受ケタル計畫中ニ一般的規則中ノ規定ヲ變更シ若ハ除外スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラス(以下略)

右規定中に所謂一般的規則なるものは未だ公布されてゐない。従つて都市計畫の内容が一般的に決定したとはいふことが出来ないかも知れない。然し乍ら既に衛生省は各都市が都市計畫を樹立するに當りて其の準則となるべき設計標準を示してゐるのであるから、大體に於て支障はないのである。こゝには法律附表の第四表を掲げて英國法制下に於ける都市計畫の内容を窺ふこととする。

英國都市計畫法附表第四表

内務省ニ於テ制定スヘキ一般的規則中ニ規定セラルヘキ事項

- 一 街路、道路其ノ他ノ通路既存道路ノ廢止、變更
- 二 建物、建築物
- 三 公共用及私用ノ空地

四 史蹟名勝ノ保存

五 下水道及下水處分

六 街路照明

七 上水道

八 附屬的郡業(以下都市計畫ノ内容ニ關係ナキニ由リ略)

註九 都市計畫法

第一條 本法ニ於テ都市計畫ト稱スルハ交通、衛生、保安、經濟等ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル爲ノ重要施設ノ計畫ニシテ(以下略)

註一〇 都市計畫法第一條に所謂都市計畫と法第三條に所謂都市計畫とが同意義に非ざることば多くの人の認むるところである。或人は前者を以て廣義の都市計畫と解し後者を以て狭義の都市計畫となしてゐる。予は前者は都市計畫の内容を規定するものであり、後者は都市の構築に對する都市の計畫なりと解するのである。何れにしても第一條が本法中の都市計畫といふ用語に對する定義に非ざることば明かである。若し都市計畫なる用語に對して定義を下すの要ありとせば、何故に都市計畫事業に對しても定義を下さなかつたのであるか。

第三節 法令中に明示せられざる事項

都市計畫法の法條に具體的に明示せられざる事項を都市計畫の内容とするこ
とを得るかといふ問題に付ては予は積極説を採るものである。前述の如く法第
一條をもつて都市計畫の内容を規定したるものと解する以上は、苟も都市に於け
る交通衛生保安經濟等に関し永久に公安を維持し福利を増進するための重要施
設なるに於ては勿論之を都市計畫として決定するを妨げないのである。唯こゝ
に注意しなければならぬことは、今之等の事項がたとひ都市計畫の内容として決
定せられたりとしても、之に對して都市計畫法中に明示せられたる効果を付與す
ることは許されない。例へば、公館地區 (Public estate) を都市計畫として決定するこ
とは差支ない事柄であるが、然し之を決定したればとて公館經營者を當然に拘束
するものではない。又乗合自動車系統を都市計畫として決定することも禁ぜら
れてはゐない。然し乍ら之か都市計畫として決定せられても直ちに其の經營者
に法律上の制限の及ぶものではない。又農業地帯を指定して其の市街地化を防
止することも都市計畫法中に明文の根據を缺くが故に許されざるところである。
又飛行場の設置といふが如き事項を都市計畫事業として決定し執行するを妨げ

ないけれども、之に對しては法第十一條に依る都市計畫制限も及ばず、法第十六條
等による土地收用に關する特別規定も働かないといふ結果を生ずるのである。

第四節 綜合制と非綜合制

都市計畫の内容を決定するに當りて綜合制 (Comprehensive plan) を採るべきか、非
綜合制を採るべきかの問題がある。前掲諸立法例中英佛及ザクセンの諸法律は
綜合制をとり、法律に掲げられたる事項は之を綜合統一し、之を一體として決定す
るの制度である。註一之に反し伊及プロイセンの法律は非綜合制をとり、都市
計畫の一部分のみに付て決定するの制度をとつてゐる。註二之都市計畫本來の
目的からいへば都市計畫の内容は綜合的に決定せらるゝことによりて初めて其
の意義を發見することが出来るのである。若し一線の街路、一個の公園、一個の墓
地の如きを決定するに之を都市計畫となすに於ては、果して何によりて都市計畫
と普通土木事業、其の他の公企業との間の分界を劃せんとするのであるか。普通
土木事業若は其の他の公企業によりて從來其の目的の達成せられたるものは之

を都市計畫として決定する要はないのである。都市計畫には都市計畫として他の追隨を許さざる独自の使命がなければならぬ。吾が都市計畫法には此の點に關する何等の規定なく、今日の實際に於ては非綜合制が行はれてゐる。註一三然し此の制度は永續を許すべきではない。日本の都市計畫も速に綜合的都市計畫制度に躍進すべきである。

註一一 註四、註五及註八參照

註一二 註六及註七參照

註一三 本邦に於て從來決定せられたる都市計畫の内容は次の如きものである。

之等は何れも綜合的に定められたるものではなく各都市毎に街路網、地域制度と夫々時を異にして定められたるものである。

- 東京 街路網、地域、防火地區、河川運河、下水溝、上水道、公園、高速度交通機關、市場、墓地、火葬場、土地區劃整理
- 横濱 街路網、地域、防火地區、運河、公園、土地區劃整理
- 京都 街路網、地域、防火地區、土地區劃整理
- 大阪 街路網、地域、防火地區、下水溝、高速度交通機關
- 神戸 街路網、地域、防火地區

名古屋 街路網、地域、防火地區、運河、公園

堺 街路網

岐阜 街路網

濱松 街路網

新潟 街路網、地域

岡山 街路網

下關 街路網

金澤 地域

廣島 地域

其の他の都市に於ても街路網及地域を以て都市計畫の内容中最も重要なる骨幹なりとなし、且下其の調査を急いで居る。

第六章 都市計畫と都市構築

第一節 都市計畫の制度と都市構築の制度

都市は道路、河川、公園、鐵道、學校、其の他の官公署等の敷地の如き國有又は公有に

- 第九條 罪
- 第十條 罪
- 第十一條 罪
- 第十二條 罪
- 第十三條 罪
- 第十四條 罪
- 第十五條 罪
- 第十六條 罪
- 第十七條 罪
- 第十七條之二 罪

附則

昭和二年十一月廿日初版印刷
 昭和二年十一月二十八日初版發行
 昭和三年一月二十日再版發行

新計數の圖法附符

定價金參圓八拾錢

受別料送

不許轉載



著者 飯沼一省
 發行者 河中俊四郎
 印刷者 鷺見九市

東京市小石川區水邊町四十七番地

東京市牛込區落谷加賀町一丁目十二番地

發行所

東京市小石川區水邊町四十七番地

良書普及會

電話小石川(一〇三五番)

振替口座東京六四四九番

印刷會英秀社式株